

愛媛県立大洲農業高等学校

学校いじめ防止基本方針

平成 2 9 年 4 月

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

本校では「どこに出しても恥ずかしくない人間になれ」「国家社会の役に立つ人間になれ」という校訓の下、一人一人の生徒を見つめ、ゆさぶり、励ましを与え、たくましく生きる力を育む教育を推進している。また、本年度の重点努力目標の中の実践項目の一つに「安全・安心な学校」を目指し、「自他の安全確保・思いやりの心を大切にしていじめの根絶」を掲げている。そのため「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、国や愛媛県が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、いじめは誰にでも起こりうるもので絶対に許されない行為であるという基本的認識に立ち、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、また、県、市町、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題に対処することを目的として、本校のいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義と理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、主に以下のようなものがある。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ 金品をたかられる

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの認知とその対応

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく「いじめ対策委員会」で行い、いじめられた生徒の立場に立って、いじめの内容について調査、整理、分析を行い、適切な対応をとる。

(4) いじめに対する基本的な考え方

ア いじめは、本校のどの生徒にも起こりうるものである。

イ いじめのような卑劣な行為は絶対に許されない。

ウ いじめは、「いじめる側が 100%悪い」

3 いじめの防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を**別紙 1**のとおりとする。

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取組を**別紙 2**のとおりとする。

4 いじめの予防

(1) 学業指導の充実

分かる、参加する、楽しい授業や実習を通して、体験・成就感を味わわせるとともに、一人で行動しているのではなく、大勢の一人であることを自覚させ、自尊・他尊の意識を持って行動する力を育成し、豊かな心情を持った人づくりを進める。

(2) 特別活動、道徳教育の充実

ホームルーム活動における人権問題学習の深化を図り、お互いの人権の大切さを自覚させ、仲間意識に支えられた信頼し合う集団づくりに努める。

(3) 教育相談の充実

スクールライフアドバイザーと教育相談担当者6名を配置し、生徒の相談にいつでも応じられるようにする。また、年間3回個人面談の機会を設定する。

(4) 人権教育の充実

人権標語・人権作文・人権ポスターを生徒から募集したり、人権教育講演会や人権教育集会を開催したりして、生徒に人権について考える機会を設け、人権意識の高揚を図る。また、校内研修等を充実させ、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る。

(5) 情報教育の充実

情報教育では、情報に関する知識と技術を習得させるとともに、個人情報やプライバシーなどへの配慮を身に付けさせる。

(6) 保護者・地域との連携

公開授業を実施し、本校に対する理解を深めていただき、いじめのない安全・安心な学校づくりを進める。また、地域のボランティア活動への参加、福祉施設や幼稚園・保育所・小学校との交流活動を通して、思いやりのある豊かな心を持った生徒を地域と一体となって育成する。

5 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめを早期発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないよう教職員に周知し、気がついたことがあれば人権教育・教育相談課にすぐに連絡す

る。また、教育相談やアンケートを実施して生徒に関する情報収集に努める。

(2) いじめられている生徒のサイン・いじめている生徒のサイン・教室でのサイン

校内で見られるサインを以下に示し、教職員等に対して周知し、いじめの早期発見につなげる。

ア いじめられている生徒のサイン

〔登校時・朝のSHRのサイン〕

- ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- ・教員と視線が合わず、うつむいている。
- ・体調不良を訴える。
- ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。
- ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

〔授業中〕

- ・保健室・トイレに行くようになる。
- ・教材等の忘れ物が目立つ。
- ・机周りが散乱している。
- ・決められた座席と異なる席に着いている。
- ・教科書・ノートに汚れがある。
- ・突然個人名が出される。

〔休み時間〕

- ・弁当にいたずらをされる。
- ・昼食を教室の自分の机で食べない。
- ・用のない場所にいることが多い。
- ・ふざけ合っているが表情がさえない。
- ・衣服が汚れたりしている。
- ・一人で清掃している。

〔放課後等〕

- ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
- ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる。
- ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

イ いじめている生徒のサイン

- ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

ウ 教室でのサイン

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。

- ・筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・壁等にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

(3) 家庭でのサイン

家庭で見られるサインを以下に示し、保護者に対して周知し、いじめの早期発見につなげる。

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- ・朝、起きてこなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがあつたりする。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・理由のはっきりしない服の汚れがある。
- ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・食欲不振。不眠を訴える。
- ・学習時間が減る。
- ・成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・自転車がよくパンクする。
- ・家庭の品物、金銭がよくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがる。

(4) 相談体制の整備

- ア 教育相談担当者および相談室を年度当初に周知させ、生徒の相談にいつでも応じることができる体制を整える。
- イ 担任やその他の教職員による生徒との個人面談を年間 3 回は設け、生徒の様々な相談に応じる機会をつくる。また、必要に応じて家庭訪問を行い、保護者からの情報収集にも努める。

(5) 定期的調査の実施

- ア 全校生徒を対象にいじめに関するアンケートを毎学期 1 回（1 学期は 2 回）実施する。
- イ 保護者に対しても同様にいじめのアンケートを毎学期 1 回（1 学期は 2 回）実施する。
- ウ 教職員に対して「いじめ発見のチェックポイント」を配付し、毎学期 1 回（1 学期は 2 回）チェックをし、いじめの有無について確認する。

(6) 情報の共有

- ア いじめに関する気になる情報を入手した場合は、速やかに全教職員に連絡し、

全教職員でその事案について対応し、細かな情報収集に努める。

イ アンケートを実施した後は、調査結果を職員会議等で連絡し、教職員間で情報の共有化を図る。

6 いじめへの対応

(1) いじめを発見したときの対応

ア いじめと疑われるような事案もしくは明らかないじめが判明した場合、教職員は一人で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、直ちに生徒指導主事から管理職に報告する。

イ その後は、「いじめ対策委員会」が中心となって関係生徒から事情を聞き、いじめの事実の有無の確認を行う。

ウ 事実確認の後、「いじめ対策委員会」によりいじめが認知された場合は、状況に応じて管理職が教育委員会に報告し相談する。

エ 被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。必ず教員は複数で対応する。

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と相談し、対応方針を協議する。ただし、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた生徒またはその保護者への対応

ア いじめられた生徒が落ち着いて授業を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添える体制をつくる。

イ その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。

(3) いじめた生徒またはその保護者への対応

ア 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮をする。

イ 事実関係を聴取した後は、いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。

ウ いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

(4) いじめが起きた集団に対しての対応

ア いじめを見ていた生徒に対しては、いじめを受けた者の立場になって考えさせ、自分の問題として捉えさせる。

イ また、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つことが

大切であると理解させる。

(5) 関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

いじめの認知の報告後、調査方針や指導の経過を逐次報告して連携をとり、適切な指導助言を行ってもらう。

イ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱うべき場合に、支援を要請し、対応方針を協議し、適切な援助を行ってもらう。

ウ 福祉関係との連携

いじめを受けた生徒やいじめた生徒の保護者との連携が教員だけで不十分な場合に、その地域の主任児童委員や人権擁護委員に協力を依頼し、家庭との連携を図る支援を行ってもらう。

エ 医療機関との連携

いじめが発生したことにより、心理的に不安定になり専門機関の支援を必要とする場合に、専門機関や医療機関に支援協力を要請する。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発活動を行い、子どもの携帯電話へのフィルタリングをすすめたり、使用に関する注意喚起を行ったりする。

イ 情報教育において、個人情報やプライバシーなどへの配慮を身に付けさせる。

ウ 新入生に対して「ケータイ安全教室」を実施して、携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法などを学ばせ、情報モラルの育成に努める。

(3) ネットいじめへの対処

ア ネット上に不適切な書き込み等があった場合、学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ対策委員会」を開催し対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

イ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応は、必要に応じて所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、以下のような二つのケースである。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときで、具体的には、主に以下のような事例である。

(ア) 生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な障害を負った場合

(ウ) 金品等に重大に被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合などである。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときで、相当の期間とは、年間30日以上欠席、もしくは一定期間連続して欠席している場合である。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会へ報告を行う。

イ 調査の主体

調査を行う主体は、報告を受けた県教育委員会の判断により、本校の「いじめ対策委員会」もしくは県教育委員会となる。本校が実施する場合には、県教育委員会からの適切な支援のもと実施する。

ウ 調査の実施

調査に当たっては、重大事態に至った原因や経緯などの事実関係を明らかにし、事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものを目的とする。

エ いじめを受けた生徒やその保護者に対する情報提供

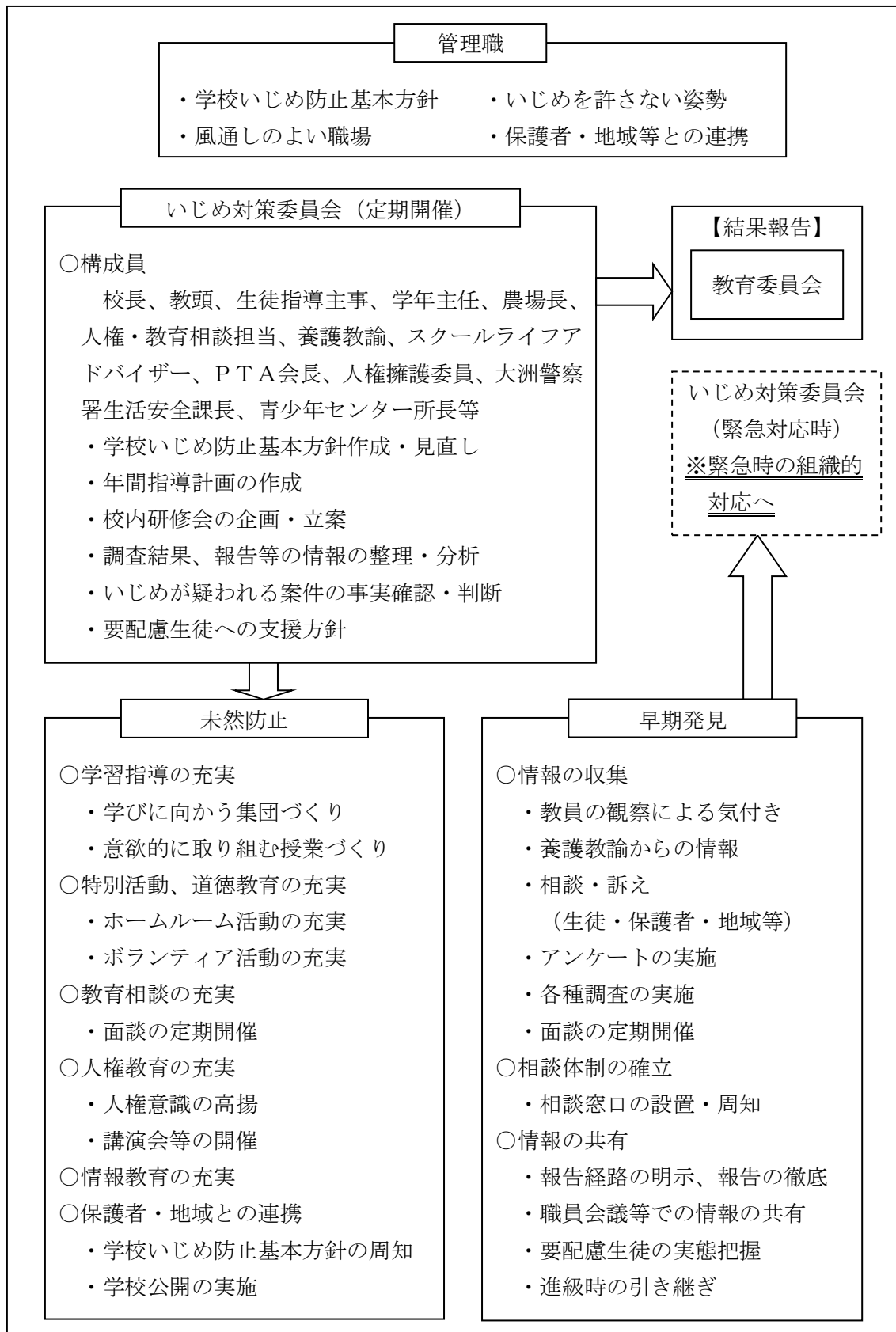
いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を適時・適切な方法で行う。アンケートを行う場合には、調査に先立ち、いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を提供する旨を在校生やその保護者に説明しておく。

オ 調査結果の報告

調査結果については県教育委員会を通じて知事に報告する。

カ 再調査を行う場合

調査結果を踏まえた上で県知事が再調査を行う場合は、県知事の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。



別紙 2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

